

内閣官房からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
26	B 地方 に対する規制 緩和	その他	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西においては、府県域を越える唯一の広域連合(特別地方公共団体)である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の観点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。</p> <p>訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	内閣官房	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案を踏まえ、地方創生の深化のためには地域連携が重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する事務を処理する広域連合がまち・ひと・しごと創生法上の地方版総合戦略の策定主体となるよう検討する。なお、「新型交付金」については、その制度につき検討中の段階であり、現時点では回答は困難。

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
132	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	<p>【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。</p> <p>【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。</p> <p>【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。</p>	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都	ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいります。
27	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	大規模災害における 広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体の府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるため、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整をスムーズに行うことが可能であると考えている。</p>	災害対策基本法第86条の13	内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>災害対策基本法第86条の13は、市町村長が実施すべき広域一時滞在(同一都道府県内)の協議等及び都道府県知事が実施すべき都道府県外広域一時滞在の協議等について、内閣総理大臣に代行義務を課すものであるが、当該規定があることによって、関西広域連合が被災した構成府県に対して行う広域避難の調整に係る支援を妨げるものではない。このため、ご提案の内容は、既存の法制度において対応が可能である。</p> <p>実際、貴連合におかれては、「関西防災・減災プラン」及びこれに基づく「関西広域応援・受援実施要綱」を策定し、大規模災害時に、関西圏内の府県が甚大な被害を被ることで機能不全に陥った場合、被災府県からの要請がなくとも、関西広域連合において応援体制を確立し、応援調整に必要な人員を確保して応援・受援の調整を行うと承知している。また、ご提案の広域避難に関しても、被災者受入県との調整や、受入可能県における受入可能施設・人員・期間等を取りまとめた広域避難計画を作成など、広域避難の受入調整を実施する旨承知している。これらの取組は、大規模災害時における広域避難に非常に資するものと考えられ、引き続き積極的に取り組まれます。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
244	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。	<p>【提案の経緯・事情変更等】</p> <p>平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。</p> <p>先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要であると認めた場合においては認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付か現金給付の選択肢があってもよいと考えている。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時においては、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。</p> <p>被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。</p>	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、	<p>災害救助法に基づく救助は、災害発生後において、生活に必要な物資の調達が困難なため、金銭を保有していても自らでは対応が困難な場合に、現に必要な救助として、行政が対応する必要があるために地方公共団体が実施するものであることから、現物給付を原則としている。</p> <p>このため、災害救助法の実施主体である都道府県(又はその委任を受けた市町村。以下同じ。)が実施することとなるものであり、自ら発注する資力があり、また、事業を受注できる事業者が存在するケースについては、応急救助として対応する必要がないため、原則として、個人による発注は災害救助法の対象とはならない。</p> <p>ただし、大規模な災害が発生した場合等においては、迅速な支援が必要となるため、実際に災害が発生した後速やかな救助の実施が可能となるよう、都道府県において、あらかじめ、救助を実施する事業者を指定する、事業者との間で実施する業務の内容、程度等について協議し、協定を締結する等の対応を図りたい。</p> <p>また、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など、「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべき」との現行の枠組みにとられない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えている。</p>
28	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものとするが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。</p> <p>また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。</p> <p>※地方分権の観点からの提案であることについての考え方については、別紙を参照願います。</p>	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省 内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>災害救助法第7条の従事命令については、強制権を伴う行政措置として規定されているものであり、同法施行令第4条においてその対象の職種を限定しているものである。その具体的な範囲については、それぞれの関係法令等で定められていることから、関係省庁における判断が必要であり、ご指摘の大規模災害発生時の従事命令対象の医師に外国人医師を含めるか否かについては、所管省庁において検討されるものとする。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
223	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度について、支援 対象の拡大	被災者生活再建支援制度につ いて、一連の災害であれば都道 府県・市町村域をまたがる災害 でも全ての被災団体を支援の対 象とすることを求める。	【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。 【制度改正の必要性】 住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。 【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(60以下)、全壊1棟	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	京都府 関西広域連 合、滋賀県、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県	被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国としても一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。 同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところ。 また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。 内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいりたい。 なお、被災者生活再建支援金の支給対象の拡充については、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。
231	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	被災者生活再建支援 制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また、同じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とする。	【支障事例】 ①現在の制度では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年8月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊173世帯、床上浸水125世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町の全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。 【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。 【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災県のみならず、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	被災者生活再建支援法第2条第1項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 関西広域連 合	被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国としても一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。 同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところ。 また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。 内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいりたい。 なお、半壊世帯・床上浸水世帯までを被災者生活再建支援金の支給対象にすることについては、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度に おける照会項目の拡 大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いします。</p>	<p>【番号法での規定】</p> <p>・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</p> <p>【支障がある点】</p> <p>・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>・学校保健安全法第24条</p> <p>・学校保健安全法施行令第9条</p>	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町	<p>マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その一つとして、同条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な特定個人情報は、別表第2において規定されています。</p> <p>同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。</p> <p>したがって、ご提案の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において連携する特定個人情報として、生活保護関係情報及び地方税関係情報を同表に規定するに当たっては、まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務におけるそれぞれの特定個人情報の必要性等の検討がされたうえで、提供する特定個人情報を所管する厚生労働省及び総務省においてその提供が可能であると判断されれば、同表に規定されることも考えられます。</p>
131	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	・法人の設立及び存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが想定されることから、今後の課題として人数要件の見直しが必要	<p>【提案】</p> <p>現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっている「10人以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。</p> <p>なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>本市を含め多くの地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模で多機能な地縁型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。</p> <p>【制度改正による効果】</p> <p>要件の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定化や活動の充実が期待される。</p>	<p>特定非営利活動促進法第12条第4項</p> <p>(関連) 第10条第3号 第28条 第29条</p>	内閣府	高山市	<p>内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上でNPO法人は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>特定非営利活動促進法(NPO法)第12条第1項第4号は、NPO法人の法人格は財産要件を必要とせず、社員の連帯責任も規定していない等、比較的簡易な方法により取得できる代わりに、構成員たる「社員」の最低限の人数を定め、実際に特定非営利活動を展開するための組織体であることを要求するものであり、「10人」という人数は、組織的活動体として最低限必要と思われる数として立法時に定められたものである。</p> <p>NPO法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。</p> <p>NPO法人の設立者数の要件の緩和についても、全国におけるNPO法人の設立実態等を見た上で、国会で議論いただくべきものとする。</p> <p>(参考)過去の同様提案に係る対応について 平成16年に構造改革特区第5次提案において、岐阜県大垣市より「NPO法人の設立要件を社員5人以上に緩和する提案」がなされことを受けて、政府方針において決定したものの、構造改革特別区域法の改正法案に係る審査において、①法人の設立要件は全国一律であるべき、②社員数要件に地域性を認める根拠がない等の理由により、内閣法制局の了解が得られなかったため、その後、平成17年より国民生活審議会総合企画部会(NPO法人制度検討委員会)においてNPO法人制度の見直しについて審議され、「市民活動を行う団体が法人格を取得するための必要社員数に関し、明確な理論的根拠を見出すことは困難であるため、これらの要望に対しては、市民活動の実態等を踏まえた適切な対応を検討する必要がある。」とされたところ(平成19年6月国民生活審議会総合企画部会報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」)。</p> <p>なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)に基づく一般社団法人については社員2人以上、一般財団法人については1人以上(それぞれ役員を除く。)で設立できることとされており、更に、公益認定を受けることで公益社団法人又は公益財団法人として税制優遇措置も受けられるので参考にされたい。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	<p>(制度改正を必要とする理由)</p> <p>平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたこと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。</p> <p>(支障事例)</p> <p>幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。</p> <p>一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。</p> <p>本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。</p>
212	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続を行うこととなっている。</p> <p>一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。</p> <p>(参考)</p> <p>保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。</p>	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟	<p>認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
215	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業に係る 国庫補助の職員配置 に関する要件緩和	<p>病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。</p> <p>①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。</p> <p>②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることも良いこととする。</p>	<p>【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)</p> <p>【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考え。</p>	<p>平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)</p> <p>病児保育事業実施要綱(案) (27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市</p>	<p>病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。</p>

警察庁からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
1	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	市道における一時停 止の交通規制の警察 署長権限を恒久的な ものへ拡大	都道府県公安委員会が許可す る指定場所における一時停止の 交通規制の権限について、道路 交通法施行令第3条の2第1項 第8号の適用期間が1カ月を超 えないものではなく、地域の状 況を十分に把握している警察署 長の判断により恒久的に許可を いただけるよう改正を強く要望し ます。	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通 の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるとき は、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警 察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会が許可して いる状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対 応していただけない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので、 事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていません が、道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止 (止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している 状況にあります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解 決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考 えています。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を 要し、更に現場施工完了までには2～3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交 通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅 くなってしまいます。 【懸念の解消策】 市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県 警察本部で工事発注・施工という流れになっていますが、専決事項で都道府県警察本部で判断し ているのであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議 になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の 協議により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。	道路交通法第4条 第1項、第5条、第 43条 道路交通法施行令 第3条の2第1項第8 号	内閣府(警察 庁)	笠間市	交通規制は、国民に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為をなすべき義務を課 し、具体的な交通ルールを設定するものであり、国民に対して大きな影響を与えるものであるか ら、その内容及び場所的・時間的な範囲は、目的を達成するために必要な最小限度にとどめると ともに、その内容及び形式が法令に適合するよう慎重な検討を行う必要がある。 都道府県公安委員会が、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第5条第1項 の規定に基づき、交通規制に関する権限を警察署長に委任することができることとされているの は、適用期間が1月を超えないような、いわば軽微な処分は、国民の権利・自由を侵害する程度 も比較的小さいことから、警察署長に判断させても差し支えないと解されるためである。 この点、法第43条の規定に基づく一時停止の交通規制についても、国民に義務を課し、具体的 な交通ルールを設定するものであり、その適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する 程度も大きくなることから、その実施に当たっては慎重な検討を行う必要があり、一時停止の交通 規制を含め、適用期間が1月を超える交通規制については、都道府県公安委員会の意思決定に よるべきであると解される。 したがって、本件提案への対応は不可である。 なお、都道府県公安委員会では、都道府県交通安全実施計画等に示す方針に基づき、道路整 備及び交通状況の長期的推移を把握して計画的な交通規制を推進するとともに、現に交通の安 全と円滑が確保されている道路であっても、近い将来問題が予想される場合には先行的に交通 規制を実施するなど、交通流・量や沿道状況の変化、地域住民等の要望等を踏まえつつ、必要な 交通規制を適時適切に実施することとしているところ、個別具体の交通規制を実施する上での優 先順位に関して、都道府県公安委員会と地方公共団体との間で認識の相違があるのであれば、 相互に十分な意思疎通を図ることによって御指摘の懸念は解消されるものと思料される。
50	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	危険ドラッグに対する 警察官への立入検査 等の権限の付与	医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関 する法律の大臣指定薬物等に 関する販売店舗等への立入検 査等の権限を警察官にも付与す ること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民 生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、 危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機 器等法」という。)上、大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、 厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことが できない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察 官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業 務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることがで きるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等 の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な 対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県 警察本部職員の立会いのもと実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に 応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律第 76条の8第1項 (立入検査等)	厚生労働省 内閣府(警察 庁)	埼玉県	現行規定で対応可能であり、厚生労働省及び警察庁としては、法改正の必要はない。 (理由) 麻薬取締官、麻薬取締員及び薬事監視員が実施する立入検査に対し、警察官が必要な協力を 行うなど関係機関が連携した各種取組を推進してきたことにより、平成26年3月時点で全国に215 店舗存在した危険ドラッグの販売店舗は、平成27年7月に閉鎖が確認された。 このように、警察官による立入検査権限が無い現行規定上であっても、関係機関が連携するこ とにより十分な対応が行えている。 また、麻薬取締員は、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に定める罪について、司法警察 員として職務を行うことのできる都道府県職員であり、且つ立入検査権限も有している。 以上の理由から、御提案の立入検査権限を警察官にまで付与する必要性は認められない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
126	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	公安委員会が市道に 設置した停止線の補 修について	停止線の補修について、公安委 員会との協議を経て、道路管理 者において実施できる。	<p>【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。</p> <p>【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。</p> <p>【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。 新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促し、交通事故の抑止につながる。</p>	道路交通法第4条	内閣府(警察 庁)	春日井市	<p>都道府県公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができることとされている。</p> <p>法第43条に規定する道路標識により一時停止の交通規制が行われている場合に車両が停止する位置を示す必要がある場所等に設けられる停止線は、都道府県公安委員会が設置・管理する道路標示であり、その補修も管理の一環として都道府県公安委員会が実施するものである。</p> <p>交通規制については、その効果等の点検・確認を恒常的にを行い、道路及び交通安全施設等の整備、交通流・量等の交通状況及び沿道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等によって、実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路標識・道路標示を設置すれば、対応が終了するというわけではなく、その後の管理を的確に行い、警察官による交通指導取締りを推進することによって、交通規制の実効性を担保しているところであり、道路標識・道路標示の設置と管理を一体として行うことは、的確な交通規制を実施する上で必要不可欠である。</p> <p>したがって、本件提案への対応は不可である。</p> <p>なお、同一の時期に同一の場所に設けられた停止線と「止まれ」の法定外表示についても、その老朽化の状況等は同一でないことから、両者の補修時期を同一とする必要はなく、それぞれの状況等に即して、適時適切に補修すべきであるものと思料される。</p>
295	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	管理捕獲従事者に係 るライフル銃の所持 許可の適用	派遣委託により県に配置され、 管理捕獲を行うワイルドライフ レンジャーを銃砲刀剣類所持等 取締法に規定する「事業」に対する 被害を防止するためライフル銃 による獣類の捕獲を必要とする 者」に含め、猟銃の所持経験が 10年未満でもライフル銃を所持 できるよう運用を改善する。	<p>【現在の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。 一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。</p> <p>【提案の経緯】 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくニホンジカ管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。 平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。</p> <p>【具体的な支障事例】 高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適するところがあるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業」に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上での制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。</p> <p>※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。</p>	銃砲刀剣類所持等 取締法第5条の2 第4項第1号	内閣府(警察 庁)	神奈川県	<p>ライフル銃は命中精度および殺傷効果が散弾銃や空気銃に比して著しくすぐれており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力および威圧力はきわめて強大であることから、その所持をライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性の少ない者に限定することとしている。</p> <p>このうち、「事業」に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」とは、例えば、農林水産業を営み又はこれに従事する者で、当該事業に対する熊、イノシシその他の獣類による被害があり、これを防止することが必要であると認められるものをいうのが原則であるが、</p> <p>① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条に基づき、市町村が実施隊を設置してその隊員に猟銃を所持させ鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項の規定に基づき許可を受けて行う鳥獣の捕獲等に従事させる場合</p> <p>② 鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者がその捕獲従事者に猟銃を所持させ、同法第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画が定められている区域において、当該区域内の農林水産業に従事する者又は都道府県、市町村若しくは農業協同組合等の農林水産業に関する法人から農林水産業に係る被害を防止するために委託を受け、又は同法第14条の2第7項に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業者の委託を受けて鳥獣の捕獲等に従事させる場合</p> <p>であって、ライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認められ、一定の厳格なライフル銃の保管・管理が確保されている場合には、上記の場合と同様にライフル銃を必要とし、かつ、適切な取扱いを期待できることから、「事業」に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当するところである。</p> <p>ワイルドライフレンジャーについては、上記①、②のいずれにも該当せず、「事業」に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しない。</p> <p>また、本件の鳥獣の捕獲等については、派遣委託により行われるところ、県が直接雇用又は業務委託により捕獲事業を実施する場合に比べて責任の所在が不明確になる(労災補償責任は派遣元が負い、損害賠償責任は県が負うこととなるなど)おそれもあり、農林水産業を自ら営む者と同様にライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性が少ないとは認められない。</p>

消費者庁からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	<p>【提案にあたっての基本的な考え方】</p> <p>経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。</p> <p>府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。</p> <p>現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。</p> <p>一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。</p> <p>そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。</p> <p>なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】</p> <p>○これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局を含む。)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており、例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができることが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識している。</p>
93	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方消費者行政推進交付金に係る活用期限の要件の緩和	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあり、当該基金の活用期間の整理が非常に煩雑であった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が定められたが、基金と同様に活用期間の制限が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるように要件を緩和すること。	<p>【支障事例】</p> <p>地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。</p> <p>消費者行政は、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。また、小規模自治体は単独設置以外にも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。</p> <p>また、基金から交付金となったが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには自治体にとっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複雑、多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその目途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員設置を諦める事を危惧している。</p> <p>結果として消費者庁の意図(全国の自治体に設置)と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。</p>	地方消費者行政推進交付金交付要綱	内閣府(消費者庁)	九州地方知事会	○地方消費者行政推進交付金を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、「地方消費者行政強化作戦」に掲げられた政策目標の早期達成を促すためのものであり、活用期限の要件の緩和は困難である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の 規定による権限の委 任等に関する政令第 5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令に より、都道府県及び指定都市 (平成28年4月～)に委任されて いる指示・命令・調査等の権限 を保健所を設置する市に移譲す る。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する機会が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条 の規定による権限 の委任等に関する 政令第5条～第7 条	内閣府(消費 者庁)、農林 水産省	岡山県	<p>○本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われている。</p> <p>○一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考えられる。</p> <p>○本件事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きく害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。</p> <p>○また、都道府県等は、1つの事業者が行ったそれぞれの表示事項に関して、指示公表のガイドラインに基づき、指示か指導を判断することとなる。これまで旧法下においても、それぞれの機関において、問い合わせや行政指導がなされてきた経過がある。御指摘の具体的な支障事例については、例えば連携調査の実施等、関係機関との連携により、十分に回避できる可能性もある。なお、表示事項によって執行担当が異なることに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を行うこと等により対応されるものであるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者庁により調整(各地方自治体が単独で対応することが困難な場合等)にあつては、自ら調査・措置)が行われることとなる。</p>

総務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
43	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	緊急消防援助隊設備 整備費補助金に係る 変更承認事務の都道 府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補 助金交付要綱に定める消防庁長 官の承認を要する事務のうち、 交付決定後の入札減による補助 金額の変更承認事務については 都道府県知事へ委任すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該条項に該当する事案のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するものである。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。)</p> <p>補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第16条)ことを鑑みると、入札減に関するようなものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。</p> <p>なお、当該事案に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。</p>	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	総務省(消防 庁)	愛知県	現行規定により対応可能である(交付決定後の入札による補助金額の減額については、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第16条に規定する補助金の額の確定に係る事務として処理が可能である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項及び平成12年自治省告示第106号を参照)。)。なお、本件については、事務処理の適正化を図る観点から、関連する事項とあわせ、地方公共団体に周知する。
63	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想 推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	<p>現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中枢都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。</p> <p>意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】</p> <p>連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。</p> <p>連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用により意欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。</p> <p>そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。</p>	連携中枢都市圏構 想推進要綱(平成 26年8月25日付総 務省自治行政局長通 知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
77	B 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバー制度にお ける照会項目の拡大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>【番号法での規定】</p> <p>・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</p> <p>【支障がある点】</p> <p>・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>・学校保健安全法第24条</p> <p>・学校保健安全法施行令第9条</p>	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町	初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。
86	B 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバー、マイ ポータルを活用したふる さと納税事務手続の 簡素化	<p>平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。</p> <p>この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。</p> <p>【支障事例:寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】</p> <p>この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。</p> <p>【制度改正の必要性】【懸念の解消策】</p> <p>この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。</p>	<p>地方税法附則第7条</p> <p>地方税法施行規則附則第2条の4</p>	総務省	秋田県	ふるさと納税について、マイナンバー・マイポータルを活用した手続きの簡素化を検討する際には、地方団体の事務負担軽減等の観点も含めて検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>(共通事項) 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>【個別事項】 (過疎地域自立促進特別措置法) なお、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。))及び過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。))の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「法」という。))改正により義務付けが廃止され、その内容についても任意的記載事項とされた。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言として示すとともに、参考資料として標準的な都道府県計画及び市町村計画の作成例を示しているところ。したがって、作成例の記載と異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえて記載内容を工夫していただくことは可能である。</p> <p>スケジュールについては、平成27年度中に各市町村議会で平成28年度以降の市町村計画の議決を受けることができるよう、都道府県の策定する自立促進方針に関する協議スケジュールを示しているところであるが、これにより難しい場合は、個別に相談に応じることを周知しているところ。なお、市町村計画については策定スケジュールを示していないが、法の規定上、当該過疎市町村の属する都道府県の自立促進方針が先に策定されている必要があることに留意する必要がある。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行うこととした場合、いずれかの計画等は早期の策定が必要になり、各団体が検討に必要な時間を十分に確保することができなくなるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。</p> <p>【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしいと考えている。</p> <p>(半島振興法) 半島振興法については計画の作成が円滑に進むように計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に3年度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われているところである。</p> <p>(離島振興法) 離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談いただきたい。</p> <p>(山村振興法) 山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5年度目の法期限を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたものであり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。</p>
130	B 地方 に対する規制 緩和	その他	定住自立圏構想推進 要綱に定める「中心 市」の要件の緩和	<p>中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口:5万人程度以上→概ね3万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上→概ね1以上 	<p>定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上とされている。</p> <p>本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達していないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。</p> <p>しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。</p> <p>そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。</p> <p>※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026</p>	<p>定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)</p>	<p>総務省</p>	<p>山形県</p>	<p>御提案の定住自立圏における中心市要件に関しては、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」において、「定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27年度中に結論を得る」とされたことを踏まえ、現在検討を行っているところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
133	B 地方 に対する規制 緩和	その他	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるように、改正を行うこと。	<p>【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中で発生した現年課税分の滞納については、年度途中で都道府県への徴収の引継ぎができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。</p> <p>【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。</p>	地方税法第48条	総務省	東京都	<p>個人の道府県民税の賦課徴収は、法に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされており(法41①)、その例外として道府県への徴収の引継ぎが定められているところ(法48)。道府県へ徴収の引継ぎがなされる対象を原則として滞納繰越分に限定しているのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨のものである(取扱通知81の2)。</p> <p>こうした制度の趣旨を踏まえ、法48条に定める徴収の引継ぎの対象の拡大については、市区町村側の意見や、拡大をした場合の市区町村の賦課徴収の実務に与える影響、さらに他道府県における状況や意見なども含め、まずは提案団体における市区町村との調整状況等を伺いながら検討を行う必要があるものと考えている。</p>
146	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	<p>【具体的支障事例】 農業改良資金貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。</p> <p>しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。</p> <p>【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。</p>	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県	<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされているところである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。</p> <p>具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。</p> <p>違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定すると定められており、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
163	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	<p>水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。</p> <p>そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。)、第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。</p> <p>今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。</p> <p>【制度改正(案)】</p> <p>そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。</p> <p>水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。</p> <p>その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。</p>	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市	<p>水防団は、水防事務に特化して対応するために限定的に設置される機関であり、水防団に水防事務の範囲内にとどまらない事務を担わせることは、法的にも実務的にも適当でない。</p> <p>また、専任水防団員について、水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、水防法に基づく公務災害補償の対象となりえない。</p> <p>なお、消防団の任務は水防事務も含んでおり、消防団員と水防団員を兼務することにより消防団の身分を兼ね備えた水防団員であれば、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等を実施することができる。</p>
164	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	<p>国勢調査の調査区は基本単位区の組合せにより決定される。この「基本単位区」は、平成22年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。</p> <p>したがって、この省令の改正により、基本単位区境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違うことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会を介して他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。</p> <p>今回、基本単位区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位区の設定としての調査区が自治会境界に合うようにする。</p> <p>【過去の要望実績】</p> <p>平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割りが自治会と違うのは納得できない等、不平不満が多数あった」旨報告している。</p> <p>また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と同内容の要望等を国へ対して行っている。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位区は変えることはできないこと、基本単位区の組み合わせで自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位区の組み合わせでは到底自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わせられなければ今後の調査に協力しないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。</p>	国勢調査の調査区 の設定の基準等に 関する省令第3条	総務省	岐阜市	<p>基本単位区は、住居表示に関する法律に基づく街区又は街区に準じた境界を基準とし、調査結果の集計上の恒久的かつ最小の単位とすることで、小地域統計の時系列の比較、多様な地域区分による小地域統計の作成を可能とすることを目的としている。</p> <p>したがって、特別な事情がない限り、基本単位区境界は変更できないこととしているが、結果集計等で必要な地域区分(例えば、町丁・字、校区、投票区など)がある場合には、その地域区分の境界で基本単位区を設定できることとしている。</p> <p>岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境界とすることが可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
165	B 地方 に対する規制 緩和	その他	徴税吏員任命範囲の 拡大	<p>地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する</p>	<p>【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。)については地方公務員法で課されている「罰則で担保された守秘義務」及び「厳格な服務規律」が適用されないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、各市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がおらず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを持って余しているように見受けられる。 そのため、各市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。</p>	平成17年4月1日 付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	総務省	岐阜市	<p>○平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」のとおり、特別職の非常勤嘱託職員については、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない特別職に属するため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員としての業務を担当することは適当ではないと考えている。</p> <p>○地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度による当該地方団体の定年退職者の採用や、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用など、徴税吏員として任命することが可能とされている制度を積極的に活用することで、多様な任用・勤務形態を図り、地域の実情に応じた徴収体制の整備をお願いしたい。</p>
172	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	県有特許権の無償貸 与に係る議会議決の 不要化	<p>県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。</p>	<p>【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けられない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。</p> <p>【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。</p> <p>【懸念の解消策等】 「逐条地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増加させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。</p>	地方自治法第237 条第2項	総務省	長野県	<p>普通地方公共団体の財産については、適正な対価なくして貸し付けることは原則として禁止されており、条例又は議会の議決があった場合に限り、当該禁止が解除されるものである。 これは、地方公共団体の財産を無償又は特に低廉な価格で貸し付ける等のときは、財政の運営上多大な損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることとなり、ひいては住民の負担を増加させ、また、地方自治を阻害する結果となる虞があるため、議会による決定を経ることとしているものである。 提案の内容は、どのような制度改正を求めているのかが判然としないところであるが、適正な対価なくして財産を貸し付けることの原則禁止の例外を、現行制度に基づき条例や議会の議決ではなく、法律により規定することを求めているものと思われる。 しかしながら、「個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない」ものであれば、法律で更に一般的な規定として例外を設けることは一層馴染まないことは明らかであり、対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
193	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方自治法240条への 税情報利用規定の 追記	<p>地方自治体は、発生する未収債権の効率的かつ迅速な回収を行わなければならないが、債権の回収に関して有用な税情報は、地方税法第22条においてその漏洩及び窃用した場合の処罰が定められている。</p> <p>そこで、地方自治法第240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。</p>	<p>現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し立てが必要となる。</p> <p>しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につながると思われる。</p> <p>さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押さえ等)が行えず、回収が可能であった債務を十分に回収できない状況も考えられる。</p> <p>地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。</p> <p>※H25年度現在の熊本市の未徴収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権分が約8億、私債権分が約20億となっている。</p>	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市	<p>○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。</p> <p>○平成19年3月27日付け総務企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。</p> <p>「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。</p> <p>保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」</p>
203	B 地方 に対する規制 緩和	その他	住民票の任意記載事項の 拡充	<p>住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村長が住民票に記載することができる任意事項(住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であるもの)に、「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」及び「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する。</p>	<p>【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原票を保管していないことから、本市が3年要件の確認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書照会を行うことが必要となっている。</p> <p>【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制度が廃止された。</p> <p>【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転出入を繰り返している外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事案が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してからの期間を規定している自治体において、共通の支障となっている。</p> <p>住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考えられる。</p>	住民基本台帳法第7条、住民基本台帳法施行令第6条の2、住民基本台帳法事務処理要領第2.1(2)又	総務省	川崎市	<p>住民票の記載事項に「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」、「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する法令改正のご提案に回答します。住民票の義務的記載事項は、全国的に実施される行政事務の処理に必要な事項について規定されているものであり、当該改正により一部の団体が独自に行う行政事務の処理のために利用する事項を全市区町村に記載を義務付けることとなることから、対応は困難であるものと考えます。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
209	B 地方 に対する規制 緩和	その他	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	<p>地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。</p>	<p>地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点からは勿論、他の納付者との負担の公平性の観点からも積極的に行う必要がある。</p> <p>市町村が所管する、母子寡婦福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と遜色が無い。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む庁内情報を共有・活用のうえ、積極的に回収をしつつ、生活困窮者と判断される者については、その状況に応じた徴収緩和措置、生活再建の後押しをする等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。</p> <p>しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条により、他の債権との情報共有・活用ができないとする法解釈がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納者情報の共有化が必要と考える。</p> <p>なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。</p>	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省	中核市市長会	<p>○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。</p> <p>○平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。</p> <p>「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。</p> <p>保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」</p>
210	B 地方 に対する規制 緩和	その他	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等	<p>【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。</p> <p>【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。</p> <p>都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。</p> <p>また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。</p> <p>加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。</p> <p>【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。</p>	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長会	<p>地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、</p> <p>①当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること</p> <p>②当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されること</p> <p>など、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を与えるものであることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとされている。</p> <p>この趣旨を踏まえると、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警 報標識におけるサイレ ン吹鳴パターンの重 複の解消	<p>消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。</p>	<p>【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。</p> <p>【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。</p> <p>【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条 	総務省(消防 庁) 国土交通省 (気象庁)	全国市長会	<p>消防信号は、消防法第18条第2項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。」と定められているところ(昭和23年制定)。具体的な信号パターンについては、消防法に基づき、消防法施行規則第34条別表1の3に定めている(昭和36年制定)。昭和51年に気象庁が定めた津波警報標識(気象業務法施行規則第13条第2項に基づく告示)は、消防の近火信号、出場信号に類似しているものがあるが、津波警報等を住民に知らせるJアラートにおいては、サイレン音に加えて、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達するとともに区別がつくようになっているとのことであり、現在の信号の使用に関し、混乱を来すことはないものと思料。 消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必要があると認識しており、現在の信号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考えらる。</p>
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	<p>地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立たす上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。</p> <p>【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法 第2条、附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条 	総務省、文部 科学省	兵庫県、新潟 県、鳥取県、 徳島県、関西 広域連合	<p>附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、 ①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具体的な法制度上の「支障」 ②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性 ③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。</p> <p>また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、 ④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる) ⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の問題 などについても検討が必要である。</p> <p>①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
247	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施 する公立大学法人の 施設整備等について、 法人の資金調達によ る実施へ移行させるた めの長期借入規制の 緩和	地方公共団体(設立団体)が起債 等を充当し実施している公立大 学法人の施設整備について、法 人自らの資金調達による実施へ 移行させるため、法人の長期借 入に係る規制を緩和すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達で地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。</p> <p>県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。</p> <p>国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるともに、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。</p>	地方独立行政法人 法 第41条	総務省・文部 科学省	兵庫県、新潟 県、滋賀県、 京都府、徳島 県、関西広域 連合	<p>総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を設置し、地方独立行政法人法の改正に向けた諸課題について検討を行っている。当研究会は本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定である。</p> <p>この研究会においては、公立大学法人からの「長期借入」等の要望事項も含めた公立大学法人制度についても、公立大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も行き検討を進めている。</p> <p>したがって、公立大学法人の長期借入については、当研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。</p>
307	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	法定外普通税及び法定 外目的税の変更に関 する税率・延長期間 の変更を伴わない単 純延長の場合の総務 大臣との事前協議の 廃止	地方公共団体は法定外普通税 や法定外目的税を新設・変更し ようとする時には、税率の引下げ や課税期間の短縮等を行う場合 を除き、あらかじめ総務大臣に 協議し、その同意を得なければ ならないとされているが、更なる 規制緩和として、「税率・延長期 間の変更を伴わない単純延長」 の場合の総務大臣への協議・同 意の廃止を求めるもの。	<p>【検討の経緯】</p> <p>平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。</p>	地方税法 第259条、第731条	総務省	宮城県 広島県	<p>地方税法(昭和25年法律226号)第259条第1項及び第731条第2項において、道府県法定外普通税(目的税)の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更については総務大臣への協議・同意を要しないと規定しているところ。また、地方税法施行令(昭和25年政令245号)第45条の2及び第56条の91において、総務大臣への協議・同意を要しない変更は具体的に①税率の引下げ、②廃止、③条例の規定が効力を有する期間の短縮としている。</p> <p>この協議・同意を要しない変更は、平成16年改正において規定したものであるが、これは納税者の負担を軽減する方向への変更については国の関与を縮減するという趣旨によるものである。</p> <p>提案団体においては、法定外税を導入するに当たって、社会情勢の推移等を勘案する必要がある等の判断の下に課税期間を定めて協議いただいたものと理解している。自ら設定した課税期間を経過した後に、社会情勢の推移等を勘案して改めて法定外税を課することとするのであれば、その時点において法定外税を課するために必要な協議を行う必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	<p>創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・効 果的に進めるよう次のとおり提案 する。</p> <p>① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲</p>	<p>地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援 事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し 同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に 取り組める環境にない。</p> <p>そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。</p> <p>また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団 が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等 においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を 対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家 の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。</p> <p>しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じてい る。</p> <p>創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。</p> <p>以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。</p>	産業競争力強化法 第113条、114条、 137条3項 創業・第二創業促 進補助金	総務省 経済産業省	香川県 徳島県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対 応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都 道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創 業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則とし て27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
316	B 地方 に対する規制 緩和	その他	行政財産の貸付け範 囲の拡大	<p>行政財産の貸付けに係る「庁舎 等の床面積又は敷地に余裕が ある場合」との要件について、地 方公共団体の事務事業に使用さ れる見込みのない「スペース的 な余裕のある場合」だけでなく、 休日や夜間等の「時間的な余裕 のある場合」にも貸付けができる よう見直す。</p>	<p>【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 への開放を検討している。</p> <p>例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モー ターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸 付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企 業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等) の場として有償貸付けすること等が想定される。</p> <p>行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の 床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用され る見込みのない「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余 裕のある場合」は対象とならない。</p> <p>また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度にお いて認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及 ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施 設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する 利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困 難である。</p>	地方自治法第238 条の4第2項第4号 地方自治法施行令 第169条の3	総務省	茨城県	<p>地方自治法に定める行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の 効果の達成のために利用されるべきものであることから、貸し付けなど行政財産を私法上の関係 において運用することを原則として禁止(同法第238条の4第1項)しているものである。</p> <p>一方、市町村合併や行政改革の進展、少子化の動向などから庁舎等の床面積又は敷地に余裕 が生じた際に、長期かつ安定的に当該余剰部分の民間利用を促進する観点から、現行の行政財 産に係る制度の基本は維持しつつ、一定の場合に限り行政財産を貸し付けることを可能としてい るところである(同条第2項第4号)。</p> <p>また、上記の趣旨から、庁舎等の床面積又は敷地のうち、「普通地方公共団体の事務又は事業 の遂行に關し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分」については、い ずれ短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促進す る貸付けにはなじまないため、行政財産の貸付けの対象から除かれているところである(地方自治 法施行令第169条の3)。</p> <p>本件提案は、いずれ短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私 法上の関係において運用することを内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を 達成できなくなる虞があると考えられることから、提案の制度改正を行うことは困難である。よって、 行政財産を短期間で有効に活用する手法である地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許 可により対応すべきである。</p> <p>なお、提案中「県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格 差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特性(老朽化の状況や設備の充実度)や都 市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なること から、条例に個々の施設の料金を規定することは困難」との見解であるが、地方公共団体におい ては多様な行政財産又は公の施設の使用につき、個々に条例で使用料を定めているものと承知して いる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任 用団体マニュアル 募集要項	総務省 外務省 文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログ ラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から 任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、 通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しをしまし た。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地 域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参 りたいと考えています。
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進 特別措置法第5 条、第6条、第7条 山村振興法第7 条、第8条 特定農山村地域に おける農林業等の 活性化のための基 盤整備の促進に関 する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3 条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県	【共通事項】 地域振興法に実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大 項目は一部存在するもの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該 施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (過疎地域自立促進特別措置法) なお、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。))及び過疎地域自 立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。))の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「法」という。))改正により義務付けが廃止され、その内容についても任意的記載事項とさ れた。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言として示すとともに、参考 資料として標準的な都道府県計画及び市町村計画の作成例を示しているところ。したがって、作成例の記載と異なる記載が妨げられるものではな く、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえて記載内容を工夫していただくことは可能である。 スケジュールについては、平成27年度中に各市町村議会等で平成28年度以降の市町村計画の議決を協議を受けることができるよう、都道府県の策定する 自立促進方針に関する協議スケジュールを示しているところであるが、これにより難しい場合は、個別に相談に応じることを周知しているところ。なお、 市町村計画については策定スケジュールを示していないが、法の規定上、当該過疎市町村の属する都道府県の自立促進方針が先に策定されてい る必要があることに留意する必要がある。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定時期の調整を行うこととした場合、い ずれかの計画等は早期の策定が必要になり、各団体が検討に必要な時間を十分に確保することができなくなるおそれがあることから、慎重な検討 が必要である。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整 備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。 【個別事項】 (半島振興法) 半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努め ているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域的特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくこ とは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容 の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地 方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。 (山村振興法) 山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5度目の法期限を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたもの であり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
328	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	救急隊編成基準の特 例拡大	消防法施行規則第50条で定める 救急隊編成の基準の特例を拡 大して、地域を限定したうえで救 急隊員2名で救急業務を実施で きるようにする。	<p>【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定めている。</p> <p>【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消防署を設置し、周辺地には救急出張所を配置し救急業務にあたっている。しかし、緊縮財政が進んでいく中では十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限せざるを得ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。</p> <p>現に、救急車不在時間帯に自家用車で搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を望む声が上がっている。</p> <p>【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域をi限定した特例措置を設けることで救急隊2名編成を可能にする。</p> <p>【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ他市と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込めない。</p> <p>また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。</p> <p>全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。</p> <p>【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。</p>	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 過疎地域自立促進特別措置法	総務省 消防庁	西予市	<p>救急隊を3名で編成することとしている基準は、救急現場における傷病者の搬送や応急処置の実態から最低限必要なものとして規定されている。具体的には、3名のうち1名が気道確保、酸素吸入といった応急処置、もう1名が血圧測定、心電図測定といった容態観察、残る1名が救急車の車両運転を行うという任務分担が必要である。また、床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際にも、3名で行なわなければ安全の確保ができない。</p> <p>このため仮に2名で編成した場合、重症の傷病者の搬送や隊員の安全確保において支障が生じ、事故に繋がる可能性が極めて高くなる。</p> <p>以上のとおり、隊員の3名編成の基準は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行うために定めていることから、転院搬送において医師等の同乗がある場合や緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては2名編成とすることはできない。</p> <p>一方で、全国の過疎地域でも同じような課題があることも考えられるので、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、救急隊員以外の者に行わせるなどの方策について、今後検討してまいりたい。</p>
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要 件緩和	「連携中枢都市」の要件として、 中核市(人口20万人以上)等が 定められているが、中核市未満 の人口規模の都市であっても、 複数の自治体が広域連携し、経 済・生活圏域として、一定のま まりを有する場合には、連携中 枢都市圏として位置づけられる ようにすること。	<p>これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。</p> <p>一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援策が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。</p>	連携中枢都市圏構 想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	<p>連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。</p> <p>これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。</p>

法務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
202	A 権限 移譲	その他	永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村へ の移譲	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を経由して交付するとされているが、在留期間が無期限である永住者に対する在留カードの交付についても、居住地の市町村長を経由して行うこととする。	<p>【制度改正の経緯】 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日公布、平成24年7月9日に施行された。ここで、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明書では市町村の窓口で手続できたものが、在留カードに切り替わることで、法務省入国管理局で行う必要が生じた。</p> <p>【支障事例】 従前、市町村窓口で手続が行っていたものが、在留カードに切り替わり、所要の手続について法務省入国管理局で行う必要が生じることで、身近な市町村窓口より遠方にある施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 在留期間が無期限である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少なく、より身近な居住地の市町村で在留カードの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間等を解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念は特段想定されない。</p>	出入国管理及び難民認定法第19条の3	法務省	川崎市	<p>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)において規定される在留カードの有効期間更新等の在留カードに係る申請・届出は、居住地の届出及び居住地の変更の届出を除き、申請人又は届出人が地方入国管理局に出頭して行うことと規定されている(同法第61条の9の3第1項第2号)。</p> <p>永住者は、他の在留資格をもって在留する外国人(外交、公用及び短期滞在の在留資格を決定されているもの並びに3月以下の在留資格が決定されているものを除く。)を含めて「中長期在留者」とされているところ、中長期在留者については、法務大臣が身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法等の法令の定めるところにより取得した身分事項、居住地等在留管理に必要な情報を整理し、併せてこれらの情報を正確かつ最新の内容に保つこととされているものであり、入管法の規定の特例措置が入管特例法に規定される特別永住者とは在留管理上異なる法的地位にある。</p> <p>新しい在留管理制度の導入により地方入国管理局に出頭する手間が増えたことが支障となっているとの指摘について、永住者が行う在留カードの有効期間の更新申請は7年に1回であること、また、申請人と同居する親族が申請人の依頼により他人に代わって行う場合や申請人から依頼を受けた弁護士、行政書士等が取り次ぐ場合は申請人の出頭を要しないこととしていることから、永住者にとって大きな負担の増加にはなっていないと考える。</p> <p>仮に市町村を経由した申請手続とした場合、地方入国管理局で即日交付できていた在留カードの交付が即日交付できないため、その交付までに一定期間を要することとなるほか、申請時と受領時の2度出頭しなければならないといった負担が増加することとなる。</p> <p>以上のことから、提案の実現は不相当であると考える。</p>
301	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。	<p>【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補正性が適用されないことと、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること懸念される。</p> <p>【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。</p>	破産法第163条第3項及び第253条生活保護法第63条及び第78条	法務省、厚生労働省	千葉市	<p>倒産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間の利害調整を図るものであるところ、照会に係る問題は、生活保護法に基づく費用返還請求権等の実体法上の地位如何に関わる問題であるものと考えられる。</p> <p>同請求権が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などとするを検討すべきである。国税徴収法の例による請求権などとされれば、破産手続上は、租税等の請求権(破産法第97条第4号)に該当し、財団債権(同法第148条第1項第3号)又は優先的破産債権(同法第98条第1項)と位置付けられ、免責手続において非免責債権(同法第253条第1項第1号)とされる。例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等が上記のような扱いとなっている。</p>

外務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
29	A 権限 移譲	その他	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>徳島県の敷島知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらおうと要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。</p> <p>近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。</p>	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条等	外務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>公用旅券に関しては、外務大臣が当該旅券の名義人の国籍及び身元並びに当該名義人が国の用務により渡航する者であることを証明する文書であるという公用旅券の性格に鑑み、国の機関である各省各庁の長による外務大臣への直接の請求に基づき発給している。なお、自治体職員であっても国の用務による海外渡航である場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合には、当該職員に対して公用旅券が発給される。</p> <p>国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、国民各個人からの申請に基づき発給される一般旅券の発給関連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県等が処理すべきものではなく、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。</p>
322	B 地方 に対する規制 緩和	その他	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領に出来ない場合でも旅券発給手数料を返還しない	<p>【現在の制度】</p> <p>現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに来ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。 (当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件)</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに来ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。</p>	旅券法施行規則第19条	外務省	福井県	<p>行政庁が一般旅券の発給申請を受理した時点において、申請者には手数料を納付する義務と旅券の引渡しを求める権利が発生し、行政庁側には手数料を受け取る権利と旅券を引き渡す義務が生じており、双務的な債権債務関係が生じる。例えば、申請者が有効期間10年(又は5年)の数次往復旅券を申請したにもかかわらず、限定旅券が発給された場合や発給拒否を行った場合には、行政庁側に「債務不履行」の責任又は「不当利得」の返還責任が生じると考えられることから、それぞれの場合に応じて手数料を返還しなければならないこととなる。</p> <p>上述のとおり、申請時納付制度を導入するに当たっては、交付時に受領に出来ない場合でも旅券発給手数料を申請者に返還しなければならないことから、還付制度の導入やコスト増の影響を検討する必要がある。さらに、申請者との関係において相当程度の事務の混乱が生じる可能性が高いほか、寧ろ、都道府県旅券事務所や市町村窓口における事務量の増加に伴う行政コストの上昇により、手数料を引き上げざるを得ないと考えられるが、これは、事務の合理化による経費節減という行政コスト削減とは相容れない。</p> <p>このため、外務省としてもこれまでに、旅券手数料の申請時納付制度の導入の可能性等を検討した経緯はあるが、申請時納付制度を導入し、かつ、受領に出来ない場合でも旅券発給手数料を返還しないこととはできない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特 に優れていると認めら れたALTの任用期間 の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実 施するJETプログラムの特に優 れていると認められたALTの任 用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長 5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超え て再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を 要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校 には必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用 している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等 の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んで いた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任 用団体マニュアル 募集要項	総務省 外務省 文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログ ラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨か ら任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通 常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してしまし た。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域 の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りた いと考えています。

財務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
229	A 権限 移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のまま、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号は、地方分権推進計画に基づき、法定外公共物のうち、里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであるが、漁港区域内に存する里道・水路は、漁港管理者が漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。)に基づいて機能管理する法定公共物であり、行政財産としての目的を達成するために、農林水産大臣が所管しているものである。 また、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号イに基づき、漁港法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で、農林水産大臣の所管に属するものの取得、維持、保存、運用及び処分については、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第1号法定受託事務に位置づけられている。 一方、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2において、都道府県は都道府県の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとしており、本提案に係る事務を市町村に移譲することは、同規定を活用することにより対応が可能である。(条例による事務処理の特例制度)。 <p>「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等にに応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>本提案に係る事務の移譲については、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当と考える。</p>

文部科学省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
21	A 権限 移譲	教育・文 化	大学設置認可に係る 事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢 献等の項目を追加するととも に、広域連合区域内に設置する 大学に関する認可権限の移譲 を求める。	<p>【基本的な考え方】</p> <p>大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加する とともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に 関する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの 間は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対 する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して 著しく少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒 業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学してい る。</p> <p>東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の 時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方 大学の新規設置・充実が不可欠である。</p> <p>地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域 連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献 による地域創生の推進が可能となる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談と なるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。</p>	<p>学校教育法第4 条、第95条 私立学校法第4 条、第8条 大学設置基準</p>	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>○ 設置認可制度は、大学等を設置する前に教育課程、教員組織及び施設設備などについて、 大学設置基準等の法令に適合しているか大学設置・学校法人審議会が審査をし、当該審査の結果 を踏まえて文部科学大臣が認可するものである。公私立大学の設置・廃止等について文部科 学大臣が認可権者とされている目的は、大学として普遍的に求められる最低限の要件である大 学設置基準を満たしているか否かの審査について、地域によって異なる運用がなされることのな いよう一元的に審査するとともに、国全体の立場から、その数、規模、配置等について妥当な状態 を確保し、我が国の大学の社会的・国際的な通用性を担保することにある。そのため、広域連合 が公私立大学の設置認可をする場合、前述のような目的を達成できるとは考えにくい。</p> <p>なお、前述のとおり、大学設置基準はすべての大学に求められる最低限の要件であり、各大学 はそれぞれの特色を活かし、地域貢献を目指すもの、世界的な研究拠点をを目指すものなど自主 的・自律的に判断していくことが望ましいことから、地域貢献を認可の基準とすることはなじまな い。</p> <p>○ 支障事例にある認可申請をする前の相談は、あくまでも大学の求めによって行われるもので あり、義務ではない。</p>
22	A 権限 移譲	教育・文 化	地方大学の設置・充 実を図るための事務・ 権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がな される場合における補助金の補 助条件の見直しを行うとともに、 補助金交付事務の移譲を求め る。	<p>【基本的な考え方】</p> <p>地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直し によるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を 移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に 当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対 する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して 著しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地 元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大 学に進学している。</p> <p>地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセン ティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の 新規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合 が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献に よる地域創生の推進が可能となる。</p> <p>大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等 に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではない か、という意見も聴いている。</p>	<p>私立大学等経常費 補助金交付要綱 等</p>	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び 日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地(都市部か、地方か、被災地か)などの個別の実情 に応じて、または大都市圏への学生集中の緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点からのきめ 細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に 行う必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出す ることができることとされており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズに あった私立大学等への補助金の創設は妨げられておらず、地方大学の新規設置・充実のための財政 的支援は可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
23	A 権限 移譲	教育・文化	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	<p>【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。</p> <p>【制度改正の必要性】 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。補助金制度に外国人留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。</p>	私立大学等経常費補助金交付要綱等	文部科学省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地(都市部か、地方か、被災地か)などの個別の実情に応じて、全国的観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に行う必要がある。</p> <p>なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができることとされており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズにあった私立大学等への補助金の創設は妨げられておらず、留学生の増加のための財政的支援は可能である。</p>
246	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文化	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSpring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立たす上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。</p> <p>【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。</p>	学校教育法 第2条、附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	<p>附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、</p> <p>①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具体的な法制度上の「支障」</p> <p>②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性</p> <p>③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。</p> <p>また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、</p> <p>④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる)</p> <p>⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の取扱いなどについても検討が必要である。</p> <p>①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体で整理いただいた上で、必要な対応を行う。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
247	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施 する公立大学法人の 施設整備等について、 法人の資金調達 による実施へ移行さ せるための長期借入 規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債 等を充当し実施している公立大 学法人の施設整備について、法 人自らの資金調達による実施へ 移行させるため、法人の長期借 入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資 している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う 長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識している が、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体 の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出 資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えている が、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要 な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つま でも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものであ る。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入 が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の 高い経営が期待できる。	地方独立行政法人 法 第41条	総務省、文部 科学省	兵庫県、新潟 県、滋賀県、 京都府、徳島 県、関西広域 連合	総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人 制度の改革に関する研究会」を設置し、制度改革にかかる諸課題について検討を行っている。当研 究会は本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定と承知しており、この研究会におい ては、公立大学法人からの「長期借入」等の要望事項も含めた公立大学法人制度についても、公立 大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も行い検討を 進めている。 したがって、公立大学法人の長期借入については、当研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政 法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。
37	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	高校生等奨学給付金 制度に係る給付要件 の見直し(県外在学 者)	高校生等奨学給付金は、保護 者等が在住している都道府県が 給付金を支給する制度となっ ているが、県外の高等学校等に 通学する子どもを持つ保護者等 の把握が困難であることなど から、類似する高等学校等就 学支援金制度(国による授業料 支援)に合わせ、生徒が在学し ている学校のある都道府県が 給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象者となる高校生等の保護者であって、 当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」とこととされているが、県外の高等学 校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等 学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さ らに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等 学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制 度となっている。 このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、 「就学支援金の対象者となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を 通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請 手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支障事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学 する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接 県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管 内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。 また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象 者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。	高等学校等修学支 援事業費補助金 (奨学のための給 付金)交付要綱	文部科学省	愛知県	○高校生等奨学給付金は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために各都道府県が実 施する事業で国が補助する事業(1/3国庫補助金、2/3地方交付税措置)であり、一部の都道府 県から県外の世帯を対象に一般財源を活用することは議会等の理解が得られないとの意見があった ことから、現在の制度としたところである。 ○また、本制度は平成26年度に創設した事業で、学年進行(平成27年度は1、2年生のみ対 象)で実施しており、着実に事業を実施する必要があることから、現時点での制度改正は困難であ る。 ○なお、手続きが煩雑でわかりづらいという指摘については、今年度、申請書の簡素化等を行うな ど事務負担の軽減を図ったところであるが、今後とも都道府県と連携を図りながら事務負担の軽減 や支給漏れを防止するための周知方法等について引き続き改善等に努めてまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
41	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員の主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。</p> <p>当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。</p> <p>なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人件費相当額については、措置されていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専従して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。</p>	高等学校卒業程度認定試験規則	文部科学省	愛知県	<p>高等学校卒業程度認定試験を受験する者の約半数は、当該地域に居住する高等学校の中退者であるため、受験者の利便性や経済的負担の軽減に配慮した試験を実施するためには、受験者や地域の実情を把握している都道府県教育委員会の協力が必要不可欠と考えている。仮に協力が得られない場合、当該都道府県での実施が困難になり、受験者に対し公平性を欠く事態が生じることが想定される。引き続き御理解、御協力いただきたい。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験の実施に係る経費については、支出委任により文部科学省において負担しているところ。人件費相当額についても、必要経費を計上いただければ支出することは可能であるので、状況に応じて適宜御対応いただきたい。</p>
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>【番号法での規定】</p> <p>番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</p> <p>【支障がある点】</p> <p>番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>・学校保健安全法第24条</p> <p>・学校保健安全法施行令第9条</p>	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町	<p>ご承知のとおり、学校保健安全法第24条に基づく援助の対象となる者の認定に関する事務において情報連携により提供できる特定個人情報は、番号法第19条第7号（別表第2第38）により住民票関係情報とされています。</p> <p>なお、地方公共団体において「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」を番号法第9条2項（場合によっては第19条9号も含む）に基づき条例で規定し、地方公共団体の責任において当該事務に生活保護受給情報等を利用することは可能であると考えます。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	九州地方知 事会	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>
326	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	山口県 広島県	<p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
118	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	通級による指導の対 象となる障害の種類 の見直し	知的障害を通級による指導の対 象に加える。	<p>【支障事例】 小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外である(平成25年10月4日付け25文科初第756号通知)ことから、個々の障害の状態等に 応じた特別の指導を受けることができない。 そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別 の配慮を行っている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進 めている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導 を行うことで平等な教育機会が確保できる。</p> <p>【制度改正による効果】 個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながる とともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。</p> <p>【制度改正の経緯】 通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年3月30日)において、知的障害 については「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切 である。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成 18年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされな かった。 平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判 断によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。 しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とさ れている。</p>	学校教育法施行規 則第140条 【通知】 平成25年10月4 日付け25文科初 第756号 障害のある児童生 徒等に対する早期 からの一貫した支 援について(通知) 教育支援資料～障 害のある子供の就 学手続きと早期か らの一貫した支援 の充実～(平成25 年10月 文部科学 省初等中等教育局 特別支援教育課)	文部科学省	愛媛県	<p>通級による指導は、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又 はその一部に変えるもの。その指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目 的とした指導(自立活動に相当する内容を有する指導)であり、指導時間は年間280単位時間(週 あたり8単位時間)以内を標準とする。 従来の調査研究では、知的障害のある児童生徒への指導において、知的障害の状態が特別な教育 課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けなが ら限られた時間のみ指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程に より、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行うことが効果的であるとされてお り、文部科学省としてもそのように運用してきたところ。 なお、情緒障害や、平成18年度から通級による指導の対象とした自閉症・注意欠陥多動性障害を 併せ有する場合は、現行制度においても通級による指導の対象となっている。 知的障害の状態が通常の学級に在籍できる程度である場合には、教材の工夫や特別支援教育支援 員の配置等の適切な支援により、通常の学級の教育課程において障害のない児童生徒と共に学ぶこ ととなる。</p> <p>今般の提案については、提案内容の詳細に応じて、実践研究の実施等の対応をする。</p>
176	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	公立幼稚園における 設置者管理主義の規 制緩和	公立幼稚園へ指定管理者制度 を導入し、民間への委託を可能 とするよう、学校教育法第5条に 規定する設置者管理主義を規 制緩和するもの。	<p>【制度改正の経緯】 松江市立幼稚園の入園児数は激減し、半数以上の園では年齢別のクラス編成ができず就学前 教育としての経験が限定される状況である。 集団として十分な教育活動が可能な規模にするため、近くに幼稚園と保育所がある場合は、既設 の幼稚園の空スペースを活用し保育所との複合施設である幼保園を設置し、行革や民間活力の 活用という観点から指定管理者制度を導入し、保育所運営の実績を有する社福法人へ委託した い。</p> <p>【支障事例】 学校教育法第5条に「学校の設置者は、その設置する学校を管理」と規定されているため、幼 保園は指定管理者制度を導入できない。 民間移譲の場合、移譲先は学校法人に限られ、松江市内に幼稚園経営を行う法人は少なく現実 的な手法とは考えられない。 公私連携幼保連型認定こども園へ移行した場合、社福法人への移譲は可能となるが、セーフティ ネットとして市が最終的な責任を負うことができない。また、認定こども園では、就労時間が月48 時間未満の就労等の場合でも長時間保育を利用できる市立幼保園独自のメリットが失われる。</p> <p>【制度改正の必要性】 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について、平成16年の中教審答申で、義務教育 段階では「特に慎重に検討」とされたが、幼稚園及び高等学校では「学校教育としての質の確保 に十分配慮しつつ、検討することが適当」とされた。 幼保一元化が推進される今日、本答申を踏まえると、幼稚園については、学校教育法第5条の規 定を検討し、見直されるべきものと考ええる。</p> <p>【懸念の解消策】 平成16年中教審答申を基に、質の確保方策や市の責任の在り方等について条例等を整備して いく。</p>	学校教育法第5条	文部科学省	松江市	<p>本提案における「幼保園」の法的性格など、詳細はご提案内容からは把握できない部分もある が、ご提案でも言及されている「公私連携幼保連携型認定こども園」により、幼稚園を母体とした 幼児教育・保育施設の社会福祉法人による運営が可能になるものと思われる。 本制度を活用した場合に、市としての責任をどのように果たしていくのかなどの懸念が示されて いるが、運営に当たる法人と市は協定を結ぶこととなり、この協定において、市としてご懸 念の内容を解消するような条項を盛り込むことも可能と考えられる。また、市は法人への立入検査 や、協定内容に反する運営がなされた際には勧告することができるなど、協定を遵守させる仕組み も法定化されており、こうした権限を適切に行使することでもご懸念は解消できる可能性がある と考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
179	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の設置等 の認可権限及び財源 の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権 限及び財源について、指定都市 への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】 新制度移行後、施設給付を受ける私立幼稚園の確認権限(給付の実施主体)が市となっている中、私立幼稚園の設置認可権限を有する府との間で、連絡調整の手間が生じている。幼稚園は公立より私立の方が圧倒的に多く、保育所は公私立問わず市に設置認可等の事務権限があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。</p> <p>【移譲による効果】 本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付しているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的な制度を構築できると考えている。</p> <p>【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】 指定都市市長会から提案を行ったが(管理番号:421)、「①平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に関し、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。」「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府県に一元化されている。」ことから、「対応不可」とされた。 しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大きな影響を与えるわけではなく、既に新制度が動き出したことに鑑みると、現時点では移譲に支障はないと考えられる(新制度の施行自体が情勢変化である。)。 また、②については、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域の子育て支援の充実等を推進する「子ども・子育て支援新制度」の目的を達成するためには、私立という括りではなく、幼児教育・保育という括りで捉える必要がある。</p>	学校教育法第4条 第1項第3号	文部科学省	京都市	<p>本提案については、昨年、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 ・また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。 <p>と回答しており、新制度が施行されて間もない現時点においてもなお情勢に大きな変化は見られない。このため、全国一律に権限を移譲することは考えていないが、現行制度上、都道府県知事の権限に属する事務のうち、都道府県と指定都市の間で調整が調ったところについては、事務処理特例により対応が可能であるため、本提案については、まずは、提案指定都市と府・県との間で協議していただきたい。</p>
329	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の認可権 限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。	<p>【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】 (新制度下における市と県の権限のねじれ) 新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事務負担増だと捉えられる要因になっている。 認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離している。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 (設置者側の状況) 幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 (利用者側の状況) 従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限がないため、苦情内容を設置者に伝えるにとどまる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることとの違いに対し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。</p>	私立学校法第9 条、私立学校振興 助成法第9条、学 校教育法第4条	文部科学省	横浜市	<p>本提案については、昨年、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 ・また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。 <p>と回答しており、新制度が施行されて間もない現時点においてもなお情勢に大きな変化は見られない。このため、全国一律に権限を移譲することは考えていないが、現行制度上、都道府県知事の権限に属する事務のうち、都道府県と指定都市の間で調整が調ったところについては、事務処理特例により対応が可能であるため、本提案については、まずは、提案指定都市と府・県との間で協議していただきたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
212	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。(参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟	認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていることから、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
210	B 地方 に対する規制 緩和	その他	条例による事務処理 特例における知事へ の市町村長の要請の 規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3 項等の規定により、市町村長か ら都道府県知事に対し権限移譲 を要請する際の議会の議決の 撤廃	地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。 このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事項も顕在化する等の効果も期待される。	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長 会	地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、 ①当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること ②当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されること など、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を与えるものであることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとされている。 この趣旨を踏まえると、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。 同趣旨により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項についても、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。
296	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	特別支援学校におけ る教職員以外の医療 職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1)教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2)特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化法にいう「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	【具体的な支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用をしている。 神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっては定数内配置を行っているため、対応の充実に困ることで、一般教諭の定数を減らす状態となっている。 多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケースが報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減じている状況である。 【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重度重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域センター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。 また、特に看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であり、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とするが、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時的任用が可能となる。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項	文部科学省	神奈川県	本提案の実現のためには、これらの職を学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこれらの職を定数の対象とするとともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。 なお、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における対応については、設置者が、医師、看護師その他の医療関係者や保護者等との連携協力の下に体制を整備することが必要であり、在籍する児童生徒の実情等を踏まえ、必要に応じ、看護師の配置等を行っている。こうした取組を支援するため、文部科学省においては、平成25年度に特別支援学校への看護師配置に係る経費の一部を補助する制度を創設し、医療的ケアを必要とする児童生徒等に関する設置者の取組を支援しているところ。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
297	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	スクールカウンセ ラー及びスクールソ シアルワーカーに係る 学校職員としての位 置づけ及び標準法に よる定数化	スクールカウンセラー及びスク ールソーシャルワーカーを新たに 学校職員として位置づけ、標準 法において定数配置化する。	<p>【具体的な支障事例】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。</p>	公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律第2 条第3項	文部科学省	神奈川県	<p>「チームとしての学校の在り方」に関して、平成26年7月に中央教育審議会に諮問し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの在り方についても議論が進められているところであり、その議論の内容を踏まえて検討を進めていく必要がある。</p> <p>一方で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに原則必要とされている資格の保有者が地域によって偏在しており、現状では学校等に置く標準的な職として位置づけることが適当であるとはいえず、また、常勤の職としての人材確保や恒久的な財源の観点から、ただちにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数算定し、国庫負担の対象とすることは困難である。</p>
298	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	教育支援センター (適応指導教室)の専 任教員に係る学校職 員としての位置づけ 及び標準法による定 数化	教育支援センター(適応指導 教室)の専任教員を新たに学校 職員として位置づけ、標準法に よって定数配置化する。	<p>【具体的な支障事例】 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。</p>	公立義務教育諸学 校の学級編制及び 教職員定数の標準 に関する法律第2 条第3項	文部科学省	神奈川県	<p>平成27年1月に立ち上げた「不登校に関する調査研究協力者会議」において、不登校児童生徒を支援するための体制整備等について議論が進められているところであり、当該会議の議論等を踏まえて、検討する必要がある。</p> <p>なお、本提案の実現のためには、この職を一定の職種として学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこの職を定数の対象とするとともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
309	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校医等について、 個人に限らず医療機 関等への委託等を可 能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師について、個人への委嘱 に限らず、医療機関等に学校医 等の派遣について委託等ができ るよう学校保健安全法第23条の 改正を求めるもの。	<p>【支障事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いしている。 しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があり、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じている。 なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことによって、地域差による学校医等の任命に係る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現することができる。</p>	学校保健安全法第 23条 労働基準法第24条	文部科学省	宮城県	学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている通り、学校保健計画・学校安全計画の立案に参与すること、学校における児童生徒等の健康相談に従事すること、感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行うことなどが職務であり、その職務の遂行にあたっては学校、教職員、児童生徒等と極めて密接な関係を築き、学校及び地域の実情に合わせた対応が必要である。そのため、学校医の職務の性質から、原則として個人への委嘱を通じて学校の設置者が学校医を選任することを前提とするもの、学校医の確保が困難な場合において、医療機関等への委託を通じて派遣された医師により学校保健に係る事務に従事させることは制度上可能である。
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特 に優れていると認めら れたALTの任用期間 の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実 施するJETプログラムの特に優 れていると認められたALTの任 用期間の要件を撤廃すること	<p>現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。</p> <p>【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されいないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。</p> <p>【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かす、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。</p> <p>【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。</p>	JETプログラム任 用団体マニュアル 募集要項	総務省 外務省 文部科学省	福井県	<p>JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直ししてきました。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。</p>